

条例の点検・見直しシート

作成年月日		平成24年6月29日	
条例の題名		三重県港湾施設管理条例	
公布日		昭和48年3月30日	
条例番号		昭和48年三重県条例第21号	
直近改正日		平成22年12月28日	
所管部局課		県土整備部流域管理課	
電話番号		059-224-2686	
条例の概要			三重県が所管する港湾施設の管理について、必要な事項を定めたものである。 条例の類型 規制型 委任型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	港湾管理者として港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るため、所要の規制等を行う必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	港湾局を設立しない港湾については、地方公共団体が港湾管理者となることから、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	港湾施設の適正な使用を図るための必要最小限の規制となっている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第228条第1項及び第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	港湾法並びに地方自治法第228条第1項及び第244条の2第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策351 道路網・港湾整備の推進
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から港湾施設の使用許可を受けた者及び港湾に入港した者に限ったものであり、公平性を欠いたものではない
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無
	改正を検討する。 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要性はないと考えるが、港湾法との整合を図るため、字句の修正が必要である。		無
			有効期限に関する規定の有無
			無